

発委第 4 号

日出町議会会議規則の一部改正について

日出町議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 1 3 日 提 出

議会運営委員会

委員長 池 田 淳 子

日出町議会会議規則の一部を改正する規則

日出町議会会議規則（昭和 6 2 年日出町議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条から第 8 条までを次のように改める。

第 5 条から第 8 条まで 削除

第 1 5 条及び第 6 4 条中「会期中」を「会議期間中」に改める。

第 7 5 条の見出し中「閉会中」を「会期終了後」に改め、同条中「閉会中」を「次の会期において」に改める。

第 9 8 条第 3 項を削る。

第 9 9 条第 2 項中「及び第 3 項」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

通年会期制の導入に伴い、関係規定の整備をしたいので提出する。